

ケアハウス歌の浦
重要事項説明書

社会福祉法人華野福祉会

1. 事業者概要

事業者の名称 社会福祉法人 華野福社会
法人所在地 〒722-0062 尾道市向東町12255番地1
代表者氏名 理事長 笠井 裕
電話番号 0848-20-6320(代)
設立年月日 平成9年9月9日

2. ご利用施設(事業所)概要

①事業所の名称及び定員

施設名称 ケアハウス歌の浦
施設の所在地 〒722-0062 尾道市向東町12255番地1
施設長名 山本敬司
電話番号 0848-20-6321
FAX番号 0848-41-2940
開設年月日 平成10年11月1日
入居定員 15名
損害賠償責任保険加入先 東京海上日動火災保険株式会社

②事業の目的：

老人福祉法の理念に基づき、利用者の生活の安定及び充実を図ることを目的とする。

③施設運営の方針

一人暮らしの高齢者ができるだけ自立した生活を維持できるよう工夫された住宅と日常生活上必要な便宜を提供することにより、老後の生活を自分らしく楽しく生き活きと過ごしていただけるよう支援する。身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の居宅サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるように配慮する。また、地域、ボランティアや家族との結びつきや交流を図り、適切なサービスの提供につとめる。

④営業日及び営業時間

営業日 年中無休
事務所受付時間 8:30～17:30 (年末年始及び日曜日を除く)

⑤居室等の概要

居室 15室(一人部屋) 内和風(畳敷き)5室 洋風(フローリング)10室
食堂 1室
談話室 1室
浴室 2室
洗濯場 1ヶ所 洗濯機3台及び乾燥機各2台設置

⑥職員の配置状況

施設長	常勤(特養と兼務)	1名
生活相談員	常勤	1名
介護職員	常勤	1名
事務職員	常勤	1名
調理員	常勤	1名

3. 施設サービスの概要

①生活相談

契約者やその家族に対し、生活全般の諸問題についての相談に適切に対応し、助言を行います。

②食事の提供

契約者に対して栄養士の献立により栄養並びに契約者の身体状況や嗜好を考慮した食事を提供します。

食事提供時間は次のとおりといたします。

朝食 7:30～ 8:30 昼食 11:30～12:30 夕食 17:30～18:30

③入浴の機会の提供

日曜日を除く毎日、入浴の機会を提供致します。

入浴の時間は、13時から21時までとします。

入浴に際しては、他の契約者も利用することを考え、清潔の維持に留意いただきます。

④災害、疾病等の緊急時の対応

契約者が緊急に職員の対応を必要とする状態になったときは、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができます。職員はナースコール等で契約者から緊急の対応の要請があった時は速やかに適切な対応を行います。

疾病による緊急時で予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。

⑤社会生活上の便宜

契約者からの要望を考慮した行事を企画し、レクリエーションや外出を行います。また、施設の共用設備を使って自主的に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができます。

契約者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続き等の援助、代行を行います。

⑥健康保持

契約者の定期健康診断を受ける機会を提供し、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮いたします。

⑦入所中の医療の提供

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、次の医療機関(協力病院・協力医・嘱託医)に於いて診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記の医療機関での優先的な受診を保証するものではなく、また受診を義務づけるものではありません。)

1. 医療法人社団 杏佑会 笠井病院

診療科：外科、整形外科、内科、胃腸科、肛門科、リハビリテーション科

所在地：〒722-0045 広島県尾道市久保1-3-19

2. 尾道市立市民病院

診療科：脳神経外科、整形外科他20科

所在地：〒722-8503 尾道市新高山三丁目1170-177

3. 福岡歯科医院

診療科：一般歯科・小児歯科・訪問診療

所在地：尾道市新浜1-9-22-2F

4. ご利用料金(2019年12月現在)

①管理費

(1) 一括方式と分割方式の併用の場合

・一括金 1,000,000円(在籍期間20年未満で退所される場合は1カ年を50,000円とし、1年に満たない在籍期間は次の計算式〔1日137円×在籍日数〕により、在籍期間分を差し引いて返却いたします。

返還金は無利息とします

・分割金(月額) 24,000円

(2) 分割方式のみの場合 29,300円

②生活費 月額 49,254円(食事代・共用費)

(11月～3月までは冬期加算額として2,150円加算いたします。)

(いずれの金額も多少上下することがあります。)

③事務費 年金などの前年の収入から税金(固定資産税を除く)、社会保険料などの必要経費を引いた金額により、次のようになります。

対象収入による階層区分	本人からの事務費徴収額
1,500,000円以下	10,200円
1,500,001円～1,600,000円	13,300円
1,600,001円～1,700,000円	16,400円
1,700,001円～1,800,000円	19,500円
1,800,001円～1,900,000円	22,600円
1,900,001円～2,000,000円	25,700円
2,000,001円～2,100,000円	30,800円
2,100,001円～2,200,000円	36,000円
2,200,001円～2,300,000円	41,200円
2,300,001円～2,400,000円	46,300円
2,400,001円～2,500,000円	51,500円
2,500,001円～2,600,000円	58,700円
2,600,001円～2,700,000円	65,900円
2,700,001円～2,800,000円	73,200円
2,800,001円～2,900,000円	80,300円
2,900,001円～3,000,000円	87,500円
3,000,001円以上	92,000円(全額)

- ④各居室内に係る電気・電話・水道料等は実費(居室ごとにメーターを設置)
 ※電気・電話・水道の各会社の料金単価は情勢に伴う変動があります。
- ⑤洗濯・乾燥機利用料 3,000円(月額)
 ※外泊等で不在の期間は1日(一昼夜)あたり100円返還いたします。
- ⑥貴重品管理費 1,000(月額)
 ※入居後に必要とされる場合に限り。 ※別紙預かり金管理規程
- ⑦レクリエーション、クラブ活動、喫茶コーナー・売店のご利用 実費
- ⑧車両維持費 1回 片道300円 往復500円
 ※外出時にはなの苑の車両を使用した場合
- ⑨駐車場代 乗用車 2,000円(月額)
 セニアカー 1,000円(月額・充電代込み)
- ⑩複写物の交付 1枚につき10円

5. ご利用施設であわせて実施する事業(併設施設)

事業の種類	指定年月日	介護保険事業所番号	定員
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホームはなの苑)	平成12年4月1日	3471100614	54
指定通所介護事業所 (デイサービスセンターはなの苑)	平成12年4月1日	3471100523	30
指定短期入所生活介護 (ショートステイはなの苑)	平成12年4月1日	3471100556	16
居宅介護支援事業所 (はなの苑居宅介護支援事業所)	平成12年4月1日	3471100085	—

6. 苦情相談窓口

事業所に関する苦情については、巻末の「苦情解決に向けて事業所対応フロー」を参照してください。

7. 個人情報保護について

個人情報保護方針

私ども 社会福祉法人華野福祉会に於きまして、当法人の契約者、また、そのご家族の個人情報をお預かりしております。当法人ではこれらの個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働書のガイドラインを遵守し、契約者の個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

◎ 個人情報の適切な収集・利用・提供の実施

- 1, 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- 2, 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- 3, 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置を講じて適切な管理を行います。

◎ 安全性確保の実践

- 1, 当法人は、個人情報保護の取組みを全職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程(個人情報管理規定)を明確にし、必要な教育を行います。
- 2, 個人情報保護の取組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

◎ 個人情報保護に関するお問合せ窓口

- 1, 当法人が保有する個人情報についてのご質問やお問合せ、あるいは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼については、各施設の担当窓口にてお受けいたします。

当事業所における個人情報の利用

1 使用する目的

- ・契約者にかかわるサービス利用計画を、円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議及び、ケア会議に必要となる場合。
- ・医療機関及び介護支援専門員、サービス事業者、自治体、社会福祉団体等との連絡調整及び連携に必要となる場合。
- ・契約者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合。
- ・契約者の心身の状況などを親族、身元保証人・引受人に説明する場合。
- ・上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

2. 使用する期間

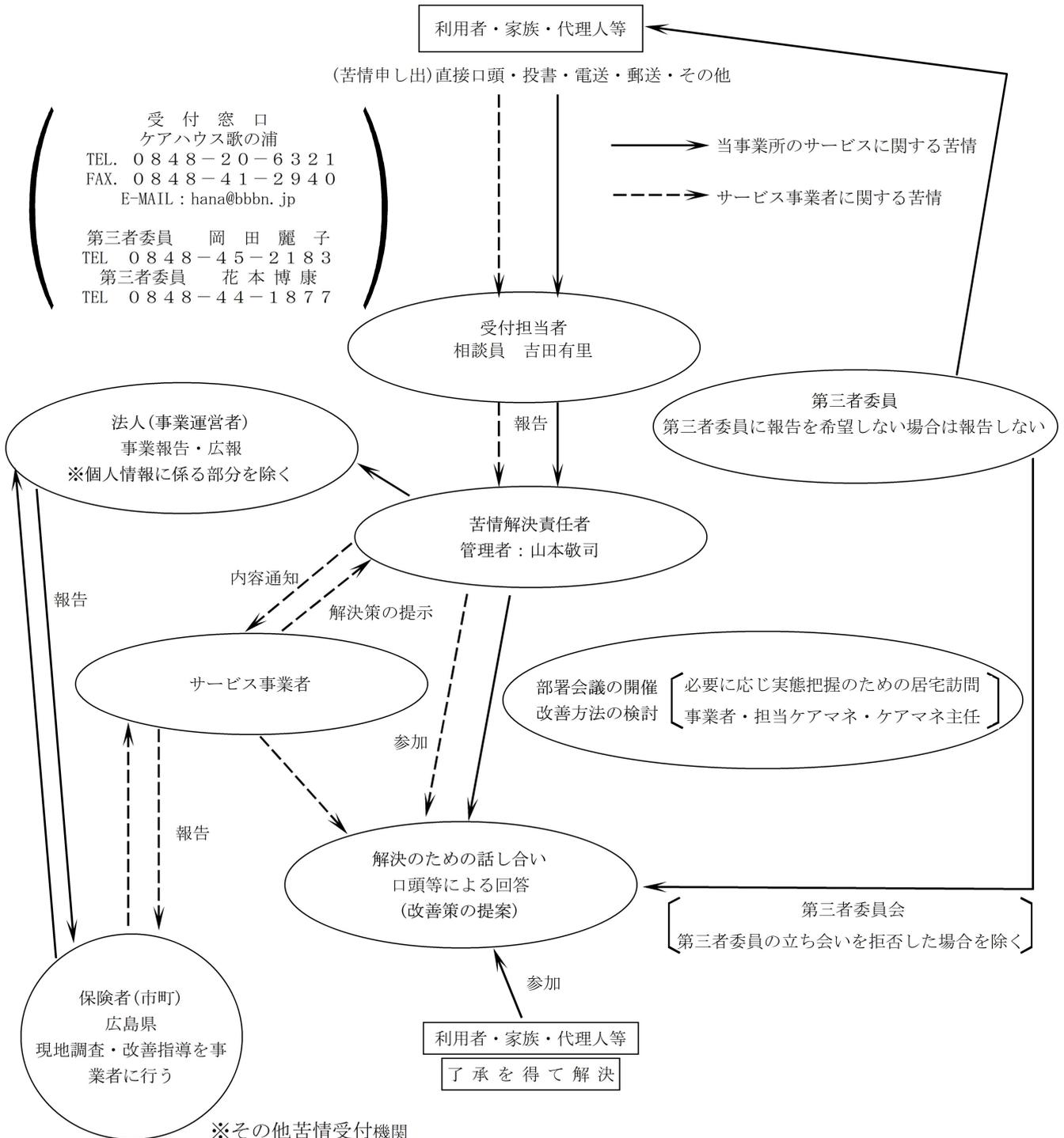
- ・入居契約書を取りかわした日から退去日まで。
- ・守秘義務については、契約終了後も継続いたします。

3. 条件

- ・個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

苦情解決に向けて事業所対応フロー

ケアハウス歌の浦



※その他苦情受付機関

- *保険者：尾道市（高齢者福祉係） TEL 0848-38-9114 Fax 0848-37-7260
- *広島県国民健康保険団体連合会 TEL 082-554-0782 Fax 082-511-9126
- *広島県福祉サービス運営適正化委員会 TEL 082-254-3419 Fax 082-569-6161
(広島県社会福祉協議会)

- 1, 苦情解決を迅速に行うために、サービス事業者・担当ケアマネと日頃から連携をよくとるよう努めます。
- 2, サービス事業者の管理者又はサービス提供責任者に、必ず苦情内容を連絡し、解決策について回答を得るようにします。
- 3, 苦情内容をサービス事業者に連絡したにも拘わらず、苦情について何等対応策を講じない場合は、今後ケアプラン作成にあたって当該サービス事業者を除外扱いとします。
- 4, 当事業所への苦情は、個人情報に係る部分を除き、事業所の広報紙、事業報告書等に掲載します。
- 5, 利用者の納得が得られるまで、改善策を提案します。
- 6, 第三者委員への報告を希望された場合、解決のための働きかけに参加して頂きます。

サービスの開始に際し、以上のとおり、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業者（理事長）

住 所：広島県尾道市向東町12255番地1
社会福祉法人華野福社会

氏 名：笠 井 裕 印

説明者

役職名：

氏 名： 印

契約者（入居者）

住 所：

氏 名： 印

身元保証人

住 所：

氏 名： 印